

平成18年度第1回総合セキュリティ対策会議
(平成18年7月5日)
発言要旨

【局長あいさつ】

○局長 : 警察庁生活安全局長の竹花です。

当会議は、委員の皆様のご協力をもって6年目を迎えることとなりましたが、この間、警察の果たすべき役割について様々なご支援、ご助言をいただいていたところでもあります。

とりわけ、昨年度においては、インターネット上に違法・有害情報が氾濫している状況を改善するため、インターネット上のホットラインの必要性及びその運営の在り方についてご議論いただき、この6月からのインターネット・ホットラインセンターの運用開始に結びつけていただいたところです。

ホットラインを適切に運用していくことで、インターネット上の様々な問題を解決していくための大きな一歩を示すことが期待されますが、問題はそれだけにとどまりません。

インターネット上の匿名性は我が国の犯罪市場に新たな犯罪を生み出し、犯罪に利用されている側面もあるのではないかと、こうした匿名性の問題について一歩踏み込んだ検討が必要ではないかと考えております。

本年度はこうした点も踏まえ、警察と民間がどのような対応をすればよいのかについて様々なご意見をいただければ、大変ありがたいと存じます。

【平成18年度総合セキュリティ対策会議（第1回）の検討課題について】

(事務局より平成18年度総合セキュリティ対策会議（第1回）の検討課題について説明)

○ ホットラインネットワークの在り方についてであるが、ネットワークの状況、セキュリティの状況、技術の状況についてはここ2、3年で急激な変化が起こる可能性が強い。

当面やらなければならないことと中長期的な視点でやらなければならないことは、かなり違う議論であると思うのだが、本会議における議論のターゲットはどちらなのか。

○事務局： とりあえずは当面の課題ということで考えているが、もちろんあ

る程度中長期的な視野を持つことも必要であり、その点についても是非ご議論をいただければと思う。

【「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況等について】

(委員より資料に基づき説明)

- ホットラインセンターから警察に対する情報提供については、警察庁に提供しているのか、それとも各都道府県警察に提供しているのか。
- ホットラインセンターからの情報提供は、すべて警察庁に提供している。
- プロバイダ等に対する削除依頼について、プロバイダに対して依頼を行う場合と、掲示板の管理者等に対して依頼を行う場合の比率はどの程度か。
- 今のところは、いわゆる回線業者のプロバイダに措置依頼を出したケースは0件であり、すべてホスティング会社か電子掲示板の管理人に措置依頼を行っている。
- 局長：自分が通報した情報が依然として削除されていないということで、再度ホットラインセンターに通報が寄せられることはあるのか。
- そのようなケースも見られるところであるので、今後、ステータス情報を表示していくことで通報者へのフィードバックを行っていこうと思う。
- ホットラインセンターでは、寄せられた通報について検討するには、どれぐらい時間がかかるのか。
また、ホットラインが結果的に果たしている機能として、警察に寄せられる相談件数等が減少し、警察事務の効率化につながっているということがあるかもしれないが、この点について警察庁として積極的に考えるのか、それとも消極的に考えるのか。警察への相談に対し、ホットラインにたらい回しするようなことがないように指導して欲しい。
- 次に、一つの違法行為が外国と日本をまたいで行われるような場合について、外国との連携は理論上は可能だと思われるが、やはり現実には困難な点があるのか。
- 寄せられた通報について全てのURLは目視で確認するが、判断に迷うケースは、これまでのところ多くはないので、それほど時間はかからない。
- 事務局：まず、警察の業務の効率化の点についてであるが、ホットラインセンターの運用開始に先立って各都道府県警察の相談対応を行っている職員に対して研修会を開催し、違法情報が警察に寄せられた場合は、当然警察で対応しなければならないということを徹底している。

ただ、有害情報については、ホットラインセンターの役割を周知する観点から、必要に応じて相談者に対してホットラインセンターを紹介することも可能であるとしている。

次に、国際捜査の関係についてであるが、我が国で違法であってホスト先の国でも違法な情報については、相手国に協力を要請することが可能である。また、こういった場合には逆に我が国で持っているデータを相手国に提供し、当該国で捜査をしてもらうという方法もあり得る。

他方、我が国では違法であるが、ホスト先の国では違法ではないという情報については、日本人が日本人を主たるユーザとしているが、たまたま海外にサーバがあるといった場合であれば、犯罪として捜査対象とはなるが、ご指摘のとおり、現実には捜査協力を求めるに当たって様々な問題がある。

○局長： 違法情報として情報提供を受けたものについては、犯罪として適切に処理することが重要であると考えている一方で、捜査においては人的な制約もあり、より悪質なものを摘発するという方向で考えていかなければならない。ホットラインセンターから通報を受けた違法情報について警察がどう対処したのか、また、捜査上も大きな役割を担っているといったことについても、報告できればと考えている。

○事務局： 今回の説明について2点ほど補足させていただきたい。

まず、警察における相談業務との関係であるが、実際警察に来ているサイバー犯罪相談については、必ずしも捜査して欲しいということではなく、こんなものがインターネット上にあるのはおかしいのではないかというものも多々ある。

そういう意味では、ホットラインセンターの運用開始によって、国民からすれば、取り締まって欲しい場合には、警察に通報するが、インターネットを見ていたら、こんな情報があつて不快である、こんな情報が掲載されているのはおかしいのではないかと思う場合には、ホットラインセンターに通報するといったように、国民の選択肢が広がったのではないかと考えている。

次に、海外との関係については、例えば、児童ポルノについては、ある程度の単位でICPO経由で当該情報を各国に提供するという枠組みにしていく予定である。

しかし、わいせつ情報の場合については、海外にホストされているサイトについては、IPアドレスは分かるのだが、そのIP

アドレスについて、例えばアメリカに照会しても、アメリカ国内法では違法ではなく、ISPに照会することはできないという回答になってしまう。日本人が日本からホームページを更新しているという場合には、日本の刑法で犯罪になるのだが、そのIPアドレス自体の照会を行い、契約者情報等を得ることができないというのが現実である。

- 今後は、警察に寄せられている通報と、ホットラインセンターに寄せられている通報をすべて合わせた上で、全体としてどのような傾向にあるのかということを見ていくことが、ホットラインセンターが当初の目的を果たしているのかどうかを判断する一つの材料になると思う。
- 局長 : ホットラインセンターにおいて直接的な措置が講じられなかった通報についても、引き続き、ホットラインセンターに通報を寄せていただきたいと思います。国民がインターネット上に流れている情報について、これはおかしいのではないのかと思っているものが、これだけあるということである。それに対して社会として何らかの措置を講ずることができないのかといったことについても、ホットラインセンターに寄せられた情報を基に検討しなければならない。

【ホットラインネットワークの在り方について】

(委員より資料に基づき説明)

- ホットラインの制度設計は、プロバイダの責任問題にかなり配慮したものととなっているが、本日の報告を聞いて、プロバイダの負荷の問題はそれほど障害にはならないと思った。この傾向が続くようであれば、きちんとやっているプロバイダについては、財政的な面などにおいて、社会から賞賛を受ける対象となるような形でネットワークの中に入れ込んでいく必要がある。
 - また、ネットワーク参加者の範囲が狭いのではないかと思う。例えば、刑事法学あるいは警察法学の学者、犯罪心理学の専門家にもぜひ入っていただきたいと思う。
 - さらに、資本主義の根本であり、社会のメカニズムの中で中核を担っている証券取引所や経団連などとの活動ともリンクさせていく必要があるのではないだろうか。
- ホットラインセンターが動き出してから1カ月しか経っておらず、今後も何が問題なのかということをもう少し十分議論した上でホットライン

ネットワークの議論をすべきではないだろうか。

- ホットラインセンターとの関係は一体どういう位置付けとするのか、また、財団法人インターネット協会自体もどういう形で絡んでいくのかといったことについて、きちんと構造設計をする必要がある。
- ホットラインネットワークについては、唐突な話であり、このような話については、事前に資料を送付するなどしてから、始めるべきではないか。